



令和3年第4回千葉市議会定例会議案

議案第124号乃至第141号

令和3年11月



令和3年第4回千葉市議会定例会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
124	専決処分について(令和3年度千葉市一般会計補正予算(第10号))(令和3年11月10日)	別冊
125	専決処分について(工事請負変更契約について((主)穴川天戸線(亥鼻橋)下部工附帯工事(2-1)))(令和3年11月10日)	1
126	令和3年度千葉市一般会計補正予算(第11号)	別冊
127	令和3年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
128	令和3年度千葉市下水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
129	千葉市国民健康保険条例の一部改正について	4
130	千葉市建築関係手数料条例の一部改正について	7
131	千葉市都市公園条例の一部改正について	16
132	千葉市道路占用料条例の一部改正について	19
133	千葉市法定外水路条例の一部改正について	27
134	千葉市河川管理条例の一部改正について	31
135	当せん金付証票の発売額について	35
136	指定管理者の指定について(千葉市民活動支援センター)	36
137	指定管理者の指定について(千葉市富田都市農業交流センター)	37
138	指定管理者の指定について(千葉市子ども交流館)	38
139	指定管理者の指定について(千葉市子育て支援館)	39
140	指定管理者の指定について(千葉市科学館)	40
141	指定管理者の指定について(千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク等)	41

議案第125号

専決処分について

令和3年11月10日専決処分により、「(主)穴川天戸線(亥鼻橋)下部工附帯工事(2-1)に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額及び工期を変更したので承認を求める。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

1 契約金額

変更前 241,233,300円

変更後 425,136,800円

2 工期

変更前 令和2年12月22日から令和3年11月16日まで

変更後 令和2年12月22日から令和4年3月31日まで

(参考)

工事請負契約について

- 1 工事名称 (主) 穴川天戸線 (亥鼻橋) 下部工附帯工事 (2-1)
- 2 施工場所 千葉市花見川区畑町地内外
- 3 工事概要 橋りょう下部工附帯工一式
- 4 契約方法 随意契約
- 5 契約金額 241,233,300円
- 6 工期 令和2年12月22日から令和3年11月16日まで
- 7 請負者 千葉市中央区栄町36番10号
北野建設株式会社 千葉営業所
所長 赤羽 徹



議 案 説 明

(主) 穴川天戸線(亥鼻橋)下部工附帯工事(2-1)に係る工事請負契約の契約金額及び工期の変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第129号

千葉県国民健康保険条例の一部改正について

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

第10条中「第26条第1項」の次に「並びに第26条の4第1項及び第3項」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条の2中「同条第1項」の次に「、第26条の4第2項において準用する同条第1項及び同条第5項において準用する同条第3項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第26条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第26条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第26条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と読み替えるものとする。

- 3 当該年度において、第26条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第26条第1項各号に該当する納付義務者に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する被保険者均等割額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 5 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第3項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第17条の5又は第17条の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と読み替えるものとする。

附則第12項中「保険料の賦課額」の次に「（当該納付義務者の世帯に未就学児がある場合においては、第26条の4第1項の規定による被保険者均等割額の減額（同条第2項において準用する同条第1項の規定により減額する場合を含む。）後の額）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第10条、第17条の2、第26条の4及び附則第12項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の保険料については、なお従前の例による。



議 案 説 明

出産育児一時金の額を改定するとともに、未就学児がある世帯の国民健康保険料を減額するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第130号

千葉市建築関係手数料条例の一部改正について

千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表54の項手数料を徴収する事務の欄中「第3項まで」を「第5項まで」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 第3号に規定する場合以外の場合で、住宅を新築する場合
次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項若しくは第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 8,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 5戸以下 15,000円

(b) 6戸以上10戸以下 26,000円

(c) 11戸以上25戸以下 41,000円

- (d) 26戸以上50戸以下 72,000円
- (e) 51戸以上100戸以下 117,000円
- (f) 101戸以上200戸以下 196,000円
- (g) 201戸以上300戸以下 244,000円
- (h) 301戸以上 268,000円

b 区分所有住宅以外の場合 a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 48,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (a) 5戸以下 115,000円
- (b) 6戸以上10戸以下 184,000円
- (c) 11戸以上25戸以下 364,000円
- (d) 26戸以上50戸以下 652,000円
- (e) 51戸以上100戸以下 1,120,000円
- (f) 101戸以上200戸以下 2,074,000円
- (g) 201戸以上300戸以下 2,963,000円
- (h) 301戸以上 3,630,000円

b 区分所有住宅以外の場合 a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (そ

の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 次号に規定する場合以外の場合で、住宅を増築し、又は改築する場合 次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項若しくは第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 12,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 5戸以下 23,000円

(b) 6戸以上10戸以下 40,000円

(c) 11戸以上25戸以下 62,000円

(d) 26戸以上50戸以下 108,000円

(e) 51戸以上100戸以下 176,000円

(f) 101戸以上200戸以下 294,000円

(g) 201戸以上300戸以下 367,000円

(h) 301戸以上 402,000円

b 区分所有住宅以外の場合 a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 66,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 次に掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 5戸以下 157,000円

(b) 6戸以上10戸以下 252,000円

(c) 11戸以上25戸以下 498,000円

(d) 26戸以上50戸以下 894,000円

(e) 51戸以上100戸以下 1,539,000円

(f) 101戸以上200戸以下 2,851,000円

(g) 201戸以上300戸以下 4,081,000円

(h) 301戸以上 4,998,000円

b 区分所有住宅以外の場合 a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出があった場合 前2号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額

別表55の項手数料を徴収する事務の欄中「第3項まで」を「第5項まで」に改め、同項手数料の額の欄を次のように改める。

(1) 第3号に規定する場合以外の場合で、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の初めて受けた認定が住宅の新築に係るものである場合 次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項若しくは第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価

書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 4,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 54の項第1号ア(イ) a (a)から(h)までに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該(a)から(h)までに定める額に2分の1を乗じて得た額

b 区分所有住宅以外の場合 54の項第1号ア(イ) a (a)から(h)までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該(a)から(h)までに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 24,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 54の項第1号イ(イ) a (a)から(h)までに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該(a)から(h)までに定める額に2分の1を乗じて得た額

b 区分所有住宅以外の場合 54の項第1号イ(イ) a (a)から(h)までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該(a)から(h)までに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額(その

額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 次号に規定する場合以外の場合で、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の初めて受けた認定が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項若しくは第4項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 6,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 54の項第2号ア(イ) a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額に2分の1を乗じて得た額

b 区分所有住宅以外の場合 54の項第2号ア(イ) a (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

イ アに規定する場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 33,000円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 区分所有住宅の場合 54の項第2号イ(イ) a

(a) から (h) までに掲げる当該申請に係る建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額に2分の1を乗じて得た額

b 区分所有住宅以外の場合 54の項第2号イ(イ) a
 (a) から (h) までに掲げる当該申請に係る住戸の属する建築物の住戸の総数の区分に応じ、それぞれ当該 (a) から (h) までに定める額に2分の1を乗じて得た額を同時に申請する住戸の戸数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(3) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出があった場合 前2号に規定する額に1の項に規定する額を加算した額

別表56の項の次に次のように加える。

56の2 長期優良住宅普及促進法第9条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1棟につき 1,700円
---	--------------------------------------	--------------

別表57の項の次に次のように加える。

57の2 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
---	--	----------

対する審査		
-------	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）から交付された住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「改正前の法」という。）第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて登録住宅性能評価機関が証する書類が添付された長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に登録住宅性能評価機関から交付された改正前の法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについての改正法第3条の規定による改正前の住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写しが添付された長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る手数料については、なお従前の例による。



議 案 説 明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第131号

千葉県都市公園条例の一部改正について

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第6中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類す るもの	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	
	第2種電柱		1,800円	
	第3種電柱		2,500円	
	第1種電話柱		1,100円	
	第2種電話柱		1,700円	
	第3種電話柱		2,300円	
	支柱、支線及び支 線柱		110円	
	架空線	共架電線 類	長さ1メートル につき1年	11円
		その他の もの		長さ1メートル につき1月
	変圧塔、鉄塔その 他これらに類する もの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	2,100円
その他のもの		2,100円		
水道管、下水 道管、ガス	外径が0.07メ ートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	45円	

管、地下ケーブルその他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		64円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		96円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		250円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		450円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		640円
	外径が1メートル以上のもの		1,300円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占用面積1平方メートルにつき1年		2,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年		890円

公衆電話所		2, 100円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	11円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う際に掲出する広告物	表示面積1平方メートルにつき1日	2, 625円
標識	1本につき1年	1, 700円
工事用施設及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	650円
保育所その他の社会福祉施設		市長の評定した土地価格に1, 000分の3を乗じて得た額
その他の物件又は施設		180円

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

都市公園の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第132号

千葉県道路占用料条例の一部改正について

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉県道路占用料条例の一部を改正する条例

千葉県道路占用料条例（昭和30年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

| 占 用 物 件            |                 | 単 位                  | 占 用 料      |
|--------------------|-----------------|----------------------|------------|
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱           | 1本につき                | 1,200円     |
|                    | 第2種電柱           | 1年                   | 1,800円     |
|                    | 第3種電柱           |                      | 2,500円     |
|                    | 第1種電話柱          |                      | 1,100円     |
|                    | 第2種電話柱          |                      | 1,700円     |
|                    | 第3種電話柱          |                      | 2,300円     |
|                    | その他の柱類          |                      | 110円       |
|                    | 共架電線その他上空に設ける線類 |                      | 長さ1メートルにつき |
|                    | 地下に設ける電線その他の線類  | 1年                   | 6円         |
|                    | 路上に設ける変圧器       | 1個につき<br>1年          | 1,000円     |
|                    | 地下に設ける変圧器       | 占用面積1平方メートルにつき<br>1年 | 640円       |
| 変圧塔その他これに          | 1個につき           | 2,100円               |            |

|                   |                           |                  |                            |
|-------------------|---------------------------|------------------|----------------------------|
|                   | 類するもの及び公衆電話所              | 1年               |                            |
|                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |                  | 890円                       |
|                   | 広告塔                       | 一時的に設けるもの        | 表示面積1平方メートルにつき1月<br>650円   |
|                   |                           | その他のもの           | 表示面積1平方メートルにつき1年<br>6,500円 |
|                   | その他のもの                    | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円                     |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートルにつき1年     | 45円                        |
|                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                  | 64円                        |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                  | 96円                        |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                  | 130円                       |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                  | 190円                       |

|                   |          |                                        |          |              |  |        |
|-------------------|----------|----------------------------------------|----------|--------------|--|--------|
|                   |          |                                        |          |              |  | 250円   |
|                   |          |                                        |          |              |  | 450円   |
|                   |          |                                        |          |              |  | 640円   |
|                   |          |                                        |          |              |  | 1,300円 |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設 | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線 | 地下に設けるもの | 長さ1メートルにつき1年 |  | 6円     |
|                   |          |                                        | その他のもの   |              |  | 21円    |

|                   |                            |                  |                              |                    |
|-------------------|----------------------------|------------------|------------------------------|--------------------|
|                   | その<br>他の<br>線類             |                  |                              |                    |
|                   | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 |                  | 1本につき<br>1年                  | 1,700円             |
|                   | その<br>他の<br>もの             | 上空に<br>設ける<br>もの | 占有面積1<br>平方メート<br>ルにつき1<br>年 | 1,100円             |
|                   |                            | 地下に<br>設ける<br>もの |                              | 640円               |
|                   | その他のもの                     |                  |                              | 2,100円             |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 |                            |                  | 占有面積1<br>平方メート<br>ルにつき1<br>年 | 2,100円             |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室                   | 階数が1<br>のもの      | 占有面積1<br>平方メート<br>ルにつき1<br>年 | Aに0.005<br>を乗じて得た額 |
|                   |                            | 階数が2<br>のもの      |                              | Aに0.008<br>を乗じて得た額 |
|                   |                            | 階数が3<br>以上のもの    |                              | Aに0.01を<br>乗じて得た額  |
|                   | 上空に設ける通路                   |                  |                              | 3,200円             |
|                   | 地下に設ける通路                   |                  |                              | 1,900円             |
| その他のもの            |                            | 2,100円           |                              |                    |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの   |                  | 占有面積1<br>平方メート<br>ルにつき1      | 65円                |



|                                                                        |                                                      |                                              |                                 |        |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------|--------|
|                                                                        |                                                      |                                              | 日                               |        |
|                                                                        | その他のもの                                               |                                              | 占用面積 1<br>平方メートルにつき 1<br>月      | 650円   |
| 道路法施行令<br>(昭和27年<br>政令第479<br>号。以下<br>「令」とい<br>う。)第7条<br>第1号に掲げ<br>る物件 | 看板(ア<br>ーチであ<br>るものを<br>除く。)                         | 一時的に<br>設けるも<br>の                            | 表示面積 1<br>平方メー<br>トルにつ<br>き 1 月 | 650円   |
|                                                                        |                                                      | その他の<br>もの                                   | 表示面積 1<br>平方メー<br>トルにつ<br>き 1 年 | 6,500円 |
|                                                                        | 標識                                                   |                                              | 1本につ<br>き 1年                    | 1,700円 |
|                                                                        | 旗ざお                                                  | 祭礼、縁<br>日その他<br>の催しに<br>際し、一<br>時的に設<br>けるもの | 1本につ<br>き 1日                    | 65円    |
|                                                                        |                                                      | その他の<br>もの                                   | 1本につ<br>き 1月                    | 650円   |
|                                                                        | 幕(令第<br>7条第4<br>号に掲げ<br>る工事用<br>施設であ<br>るものを<br>除く。) | 祭礼、縁<br>日その他<br>の催しに<br>際し、一<br>時的に設<br>けるもの | その面積 1<br>平方メー<br>トルにつ<br>き 1 日 | 65円    |
|                                                                        |                                                      | その他の                                         | その面積 1                          | 650円   |

|                                  |                                       |               |                  |                |
|----------------------------------|---------------------------------------|---------------|------------------|----------------|
|                                  |                                       | もの            | 平方メートルにつき1月      |                |
|                                  | アーチ                                   | 車道を横断するもの     | 1基につき1月          | 6,500円         |
|                                  |                                       | その他のもの        |                  | 3,200円         |
| 令第7条第2号に掲げる工作物                   |                                       |               | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円         |
| 令第7条第3号に掲げる施設                    |                                       |               | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.033を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                                       |               | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 650円           |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                                       |               | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 210円           |
| 令第7条第8号に掲げる施設                    | トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの |               | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.014を乗じて得た額 |
|                                  | 上空に設けるもの                              |               |                  | Aに0.023を乗じて得た額 |
|                                  | 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの               | 階数が1のもの       |                  | Aに0.005を乗じて得た額 |
|                                  |                                       | 階数が2のもの       |                  | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 階数が3以上のもの                        |                                       | Aに0.01を乗じて得た額 |                  |                |

|                            |                         |           |                      |                           |
|----------------------------|-------------------------|-----------|----------------------|---------------------------|
|                            |                         | の         |                      |                           |
|                            | その他のもの                  | 一時的に設けるもの | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 日 | A に 0.033 を乗じ、100 で除して得た額 |
|                            |                         | その他のもの    | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 年 | A に 0.033 を乗じて得た額         |
| 令第 7 条第 9 号に掲げる施設          | 建築物                     |           | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 年 | A に 0.014 を乗じて得た額         |
|                            | その他のもの                  | 一時的に設けるもの | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 日 | A に 0.01 を乗じ、100 で除して得た額  |
|                            |                         | その他のもの    | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 年 | A に 0.01 を乗じて得た額          |
| 令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物                     |           | 占有面積 1 平方メートルにつき 1 年 | A に 0.023 を乗じて得た額         |
|                            | その他のもの                  |           |                      | A に 0.01 を乗じて得た額          |
| 令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物    | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの |           |                      | A に 0.014 を乗じて得た額         |
|                            | 上空に設けるもの                |           |                      | A に 0.023 を乗じて得た額         |

|                |                                                 |                    |
|----------------|-------------------------------------------------|--------------------|
|                | その他のもの                                          | Aに0.033<br>を乗じて得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具 |                                                 | Aに0.033<br>を乗じて得た額 |
| 令第7条第13号に掲げる施設 | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | Aに0.014<br>を乗じて得た額 |
|                | 上空に設けるもの                                        | Aに0.023<br>を乗じて得た額 |
|                | その他のもの                                          | Aに0.033<br>を乗じて得た額 |

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

道路の占用料の額を改定するとともに、新たに自動運行補助施設の設置に係る道路占用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第133号

千葉県法定外水路条例の一部改正について

千葉県法定外水路条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉県法定外水路条例の一部を改正する条例

千葉県法定外水路条例（平成17年千葉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表工作物等を設置する場合の部を次のように改める。

工作物等を設置する場合	第1種電柱	1本につき	1,200円
	第2種電柱	1年	1,800円
	第3種電柱		2,500円
	第1種電話柱		1,100円
	第2種電話柱		1,700円
	第3種電話柱		2,300円
	その他の柱類		110円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11円	
水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	45円

その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル 以上0. 1メート ル未満の もの	64円
	外径が 0.1メ ートル以 上0. 15メー トル未 満の もの	96円
	外径が 0.15 メートル 以上0. 2メート ル未 満の もの	130円
	外径が 0.2メ ートル以 上0.3 メートル 未 満の もの	190円
	外径が 0.3メ	250円

	一メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		450円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		640円
	外径が1メートル以上のもの		1,300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円

別表第1項の表工作物等を設置しない場合の部工事用材料置場の項中「570円」を「650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1項の表の規定は、この条例の施行

の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

水路敷地の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第134号

千葉県河川管理条例の一部改正について

千葉県河川管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県河川管理条例の一部を改正する条例

千葉県河川管理条例（平成12年千葉県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表工作物を設置する場合の部を次のように改める。

|            |                     |                  |              |
|------------|---------------------|------------------|--------------|
| 工作物を設置する場合 | 第1種電柱               | 1本につき            | 1,200円       |
|            | 第2種電柱               | 1年               | 1,800円       |
|            | 第3種電柱               |                  | 2,500円       |
|            | 第1種電話柱              |                  | 1,100円       |
|            | 第2種電話柱              |                  | 1,700円       |
|            | 第3種電話柱              |                  | 2,300円       |
|            | その他の柱類              |                  | 110円         |
|            | 鉄塔                  | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円       |
|            | 共架電線その他上空に設ける線類     | 長さ1メートルにつき1年     | 11円          |
|            | 水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 |

|              |                                                           |      |
|--------------|-----------------------------------------------------------|------|
| その他これらに類するもの | 外径が<br>0.07<br>メートル<br>以上0.<br>1メー<br>トル未<br>満の<br>もの     | 64円  |
|              | 外径が<br>0.1メ<br>ートル<br>以上0.<br>15メ<br>ートル<br>未満<br>のもの     | 96円  |
|              | 外径が<br>0.15<br>メー<br>トル<br>以上0.<br>2メ<br>ートル<br>未満<br>のもの | 130円 |
|              | 外径が<br>0.2メ<br>ートル<br>以上0.<br>3メ<br>ートル<br>未満<br>のもの      | 190円 |
|              | 外径が<br>0.3メ                                               | 250円 |

|  |                          |                  |        |
|--|--------------------------|------------------|--------|
|  | 一メートル以上0.4メートル未満のもの      |                  |        |
|  | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |                  | 450円   |
|  | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの   |                  | 640円   |
|  | 外径が1メートル以上のもの            |                  | 1,300円 |
|  | その他のもの                   | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 2,100円 |

別表第2項の表工作物を設置しない場合の部工事用材料置場の項中「570円」を「650円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行

の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

河川敷地内の土地の占用料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第135号

当せん金付証券の発売額について

市は、令和4年度における当せん金付証券の発売額を、次のとおり定めるものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷俊一

1 発売額 100億円以内

~~~~~

議案説明

令和4年度における当せん金付証券の発売額について、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第136号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

| 施設の名称        | 指定管理者                                             | 指定期間                      |
|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------|
| 千葉市民活動支援センター | 千葉市中央区中央3丁目9番13号<br>特定非営利活動法人まちづくり千葉<br>理事長 山本 俊子 | 令和4年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市民活動支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第137号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

施設の名称	指定管理者	指定期間
千葉市富田都市農業交流センター	千葉市若葉区富田町711番地1 富田町管理運営組合 組合長 中込 平	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

~~~~~

議案説明

千葉市富田都市農業交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めらるるものであります。

議案第138号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

| 施設の名称     | 指定管理者                                                                                                                                         | 指定期間                      |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 千葉市子ども交流館 | 千葉ミライ子どもプロジェクト事業体<br>東京都目黒区東山1丁目5番4号<br>KDX中目黒ビル6階<br>アクティオ株式会社<br>代表取締役社長 淡野 文孝<br><br>東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番<br>9号<br>テルウェル東日本株式会社<br>代表取締役社長 谷 誠 | 令和4年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

議案説明

千葉市子ども交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。



議案第139号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

| 施設の名称     | 指定管理者                                            | 指定期間                      |
|-----------|--------------------------------------------------|---------------------------|
| 千葉市子育て支援館 | 千葉市中央区中央4丁目5番1号<br>公益社団法人千葉市民間保育園協議会<br>会長 木村 秀二 | 令和4年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

~~~~~

議案説明

千葉市子育て支援館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第140号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
千葉市科学館	コングレ・東急コミュニティー共同事業体 大阪市中央区淡路町3丁目6番13号 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 雑賀 克英	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

~~~~~

議 案 説 明

千葉市科学館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第141号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

千葉市長 神谷 俊一

| 施設の名称                                                                    | 指定管理者                                                                                                                                                                                                                                                                              | 指定期間                                 |
|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>千葉市蘇我スポーツ公園</p> <p>(1)スケートパーク</p> <p>(2)第4駐車場</p> <p>(3)市長が指定する区域</p> | <p>SSP UNITED</p> <p>千葉市美浜区高浜4丁目12番2号</p> <p>株式会社千葉マリスタジアム</p> <p>代表取締役社長 中村 満</p><br><p>千葉市中央区川崎町1番地38</p> <p>ジェフユナイテッド株式会社</p> <p>代表取締役 森本 航</p><br><p>東京都中央区入船3丁目6番3号</p> <p>日本メックス株式会社</p> <p>代表取締役 白井 賢</p><br><p>東京都中野区東中野3丁目20番10号</p> <p>日本体育施設株式会社</p> <p>代表取締役 小松 和幸</p> | <p>令和4年4月1日から</p> <p>令和7年3月31日まで</p> |



## 議 案 説 明

千葉県蘇我スポーツ公園スケートパーク等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものであります。